家庭問題情報セン

こ みね りゅ **小峯 隆**

「子どもたちは本当はどうして

まい、監護者の元に戻りません。そのために母親は色々と手を尽くしますが……。 裁判所で母親(A)が監護者に決まりましたが、子が別居親である父親の元に行ってし ほしかったのでしょうか」という母親

カ(カウンセラー) 今日はどういうこと

A (母親) 家庭裁判所で調停、審判を重 でいらっしゃいましたか?

立させ、2か月に1回子と会うことにな それと同時に父親は子との面会交流を成 に私(母親)が監護者に決定しました。 ね、更に高等裁判所で審議を尽くした末

ず、現在子は父親の元におります。子は りましたが、初回の面会で子を手放さ

来るだけです。子は私の元に帰りたくな しょうか。また連絡は取れているのですか。 それでお子様の現在の状況はどうなので 父親から子は元気だというLINEが

7歳の男児と5歳の女児です。

カ そうですか。今後どのようにしていき いと言っているとのことです。

> A 私には未だ離婚が成立していないこと うかという説明がありました。 制を行うか、子の引渡しの直接強制を行 での間、父親に金銭を支払わせる間接強 相談したところ、父親が子を引き渡すま から代理人弁護士が付いているので先日 たいとお考えですか

A カ
お母様としてはどのように考えますか。 かと考えています。 子の引渡しの直接強制をお願いしよう

カ そのように考えられたのは何か理由は ございますか。

その場で帰りたくないと強く述べたの すが、子は私との面会も消極的ですし、 会交流を行ったことが何回かあったので 私の方から第三者機関をとおして、面

Α

直接強制が行われた現場は父親の実家

の結果をまたお知らせください。 には帰ってこないと考えたからです。 もし直接強制等が行われましたら、

で、このまま放置するといよいよ私の元

はい分かりました。

-2か月後

カ なりましたか。 うございます。前回お話を伺ってから2 か月が経ちましたが、その後どのように またこうしてお越しいただきありがと

なので、直接強制を行っていただきました。 取って私に会いたくないと繰り返すばかり 回か行いましたが、子はわざわざ時間を その経緯や結果はいかがでしたか。 第三者機関をとおしての面会交流は何

が、よくは分かりません。 帰ってよいと口では述べていたようです 親に洗脳されているのかもしれません を離れたがらなかったようです。子が父 が、父親が言えば言うほど子は父親の元 説得を試みました。父親は子に私の元に り、2時間あまりにわたって父親や子に してくださる執行官やその補助者がお 弁護士も近くに待機していました。説得 父親と2人の子だけでした。当日は私も です。直接強制の当日、 きは父方祖母が子の面倒を見ているよう で、普段、父親が仕事で外出していると 祖母はおらず

それで結果はうまく行かなかったので

A そうなのです。異例かもしれません 私も今日、子を引取ることは難しいなと 思いました。子は泣きじゃくって父親の くしていただきました。その現場を見て だきました。執行官の方々には本当によ 元を離れないのですから。 私も最後の方に現場に入らせていた

カ そうだったのですね。しかしこのまま さらに話し合っているのですか。 では膠着状態ですよね。弁護士との間で

また改めてお知らせいたします。 てを行おうと考えています。その結果は 分かりました。順調に行くことを期待 はい、次は早急に人身保護請求の申立

します。

カ の面接から1か月も経っていませんが、 早々のお越しで驚いております。 -約1か月後

結果が出たのでしょうか。

二人とも私の元に戻って参りました。大はい、人身保護請求が円滑に行き、子 変御世話になりました。

カ
それはよかったと思いますが、 し経過を教えていただけますか。 もう少

どが功を奏したのかと思います。 ので、子なりに状況を理解していたのかな す。また弁護士が子の意思の聞き取りを んが、今回はさほどの抵抗もなかったので の元を離れないと述べたに違いありませ 尊重されます。これまでの経過だと父親 の裁判では子に意思能力があるとそれが ではないかと思っております。人身保護 しても時間をかけて話を聞いてくださっ 命になって父親はもちろんのこと、子に対 裁判結果が父親による子の拘束の違法性 護者として母親が指定されていることの 行い、その書面を裁判所に提出したことな たこと、そのことがあとあと子に響いたの と思います。執行官らが子のために一生懸 子も小さいと言っても7歳と5歳です また監

カ と思います。ただし、今回の裁判手続や に該当したという弁護士の説明でした。 いずれにしても結果的には、よかった

> 断に基づく裁判手続をうまくコントロー 思っております。感情的な面と冷静な判 が子の幸福や福祉に反しているかなど、 子の意思能力の問題及び父親による拘束 ルしていくことの必要性を教えてくれた なかなか難しい問題を含んだケースだと ように思います。

うな子の顔を見ていると努力の甲斐も に楽しそうに過ごしております。そのよ あったのかなと思っております。 今、子は二人とも何事もなかったよう

力 思います。 に課題の解決に当たっていってほしいと 今後も弁護士に相談しながら、 焦らず

感じさせられた事案 とは難しいと改めて を確実に把握するこ や環境等で子の意思 も、そのときの状況 ようになったとして 述べることができる えてより強く意思を やがて子が10歳を超 になれたようです。 婚裁判に臨む気持ち 段落して、次の離 こうしてAさんは





